

令和2年度認証評価実施要領 新旧対照表

No.	新	旧
1	<p>この要領は、「<u>短期大学認証評価要綱（令和2年度適用）</u>」及び「<u>一般財団法人短期大学基準協会短期大学認証評価実施規程（令和2年4月1日施行）</u>」（以下「<u>実施規程</u>」という。）に基づき、令和2年度の認証評価実施に関して、必要な事項をまとめたものです。</p>	<p>この要領は、「<u>短期大学基準協会認証評価要綱</u>」及び「<u>一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程</u>」（以下「<u>実施規程</u>」という。）に基づき、令和2年度の認証評価実施に関して、必要な事項をまとめたものです。</p>
2	<p>I 認証評価の概要</p> <p>3. 評価の対象</p> <p>評価を希望するすべての短期大学（文部科学大臣の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とします。</p>	<p>I 認証評価の概要</p> <p>3. 評価の対象</p> <p>評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とします。</p>
3	<p>7. 評価の方法</p> <p>(5) 認証評価委員会による機関別評価案の作成と内示</p> <p>分科会が作成した原案に基づき、認証評価委員会が機関別評価案（適格・不適格）を作成し、理事会に報告した後に、委員長が当該短期大学に内示します。</p>	<p>7. 評価の方法</p> <p>(5) 認証評価委員会による機関別評価案の作成と内示</p> <p>分科会が作成した原案に基づき、認証評価委員会が機関別評価案（適格・不適格・<u>保留</u>）を作成し、理事会に報告した後に、委員長が当該短期大学に内示します。</p>
4	<p>8. 異議申立て及び意見申立ての機会</p> <p>(1) 短期大学は、内示された機関別評価案について、<u>機関別評価の判定及び各基準の判定に異議がある場合</u>、異議申立てを行うことができます。</p>	<p>8. 異議申立て及び意見申立ての機会</p> <p>(1) 短期大学は、内示された機関別評価案について、<u>機関別評価結果の適否及び各基準の合否の判定に異議がある場合</u>、異議申立てを行うことができます。</p>
5	<p>10. 評価結果の再判定</p> <p>短期大学に機関別評価結果を適格と通知した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次のいずれかに該当するおそれのあるときには、認証評価委員会において調査し、それが事実であると判明した場合には、機関別評価結果を不適格とします。</p>	<p>10. 評価結果の再判定</p> <p>短期大学に機関別評価結果を適格と<u>決定・通知</u>した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次のいずれかに該当するおそれのあるときには、認証評価委員会において調査し、それが事実であると判明した場合には、<u>理事会</u>において機関別評価結果を不適格とします</p>

No.	新	旧
6	<p>II 認証評価の具体的な手続きと日程</p> <p>1 1. 機関別評価の決定と評価結果の通知及び公表等</p> <p>(1) 機関別評価の通知及び公表 令和3年3月中旬～下旬に行います。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 適格に改善意見を付された場合の取扱い 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに所定の手続きに従って報告書を提出して評価を受けてください。理事会において、問題の改善が見られるか否かを評価して評価結果を決定し、通知します。</p> <p>(3) <u>評価を継続するとされた場合の取扱い</u> <u>評価の実施年度に「適格」又は「不適格」の判定に至らず、当該評価を継続するとされた短期大学は、基準協会が指定する期日までに、指定する資料等を提出し評価を受けてください。なお、基準協会の求めに応じない場合又は再度判定に至らない場合は「不適格」となります。</u></p>	<p>II 認証評価の具体的な手続きと日程</p> <p>1 1. 機関別評価の決定と評価結果の通知及び公表等</p> <p>(1) 機関別評価の通知及び公表 令和3年3月中旬～下旬に行います。</p> <p>(2) <u>機関別評価結果が「保留」の場合</u> <u>機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が指定する期日までに、再度自己点検・評価報告書を提出し、再評価を受けてください。なお、再評価を受けない場合又は再度判定に至らない場合は「不適格」となります。</u></p> <p>(3) 適格に改善意見を付された場合の取扱い 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに所定の手続きに従って報告書を提出して評価を受けてください。理事会において、問題の改善が見られるか否かを評価して評価結果を決定し、通知します。</p> <p>(新規)</p>